

【論文】

伊藤糸店店法則再考

宇佐美 英機

はじめに

伊藤忠兵衛家の事業経営の沿革史を繙いた時、初代忠兵衛（一八四二〈天保十三〉～一九〇三〈明治三十六〉）が事業を統括していた時期における伊藤糸店は、事業全体のなかでどのような位置づけであったのか、いまだ判然としない点が多い。初代忠兵衛が生存していた時期には、伊藤本店（明治五年）・伊藤京店（明治十七年）・伊藤西店（明治十九年）・伊藤糸店（明治二十六年）が開店され、本店は関東織物、京店は京呉服、西店は羅紗、糸店は綿糸・綿布を主要な取扱品として営業していた。

しかし、忠兵衛家（本家）の資産状況を記録した「掌」「掌帳」^①の記載によれば、本店・京店・西店については、「参舗」ないし「三店」と分類され、それぞれの店の資本金や資本利子・当座利子が三店を続けて表記されている。ところが糸店は、これら三店のように記載されていないのである。糸店の記録が初めて現れるのは、「明治廿五年 掌許帳 伊藤」と表紙に記された帳簿であるが、この表紙には全面に貼り紙され「廿七年一月 新帳簿二写ス」と後筆されている。この帳簿の中に「糸店資本金」と項目立てされ、そこに

明治廿六年三月

一金壹万四千元也

資本金

と記されている。しかし、このような独自の項目立ては、それ以降はまったく見られなくなる。また別の項目では、

糸方

廿五年九月十三日

一金参千円之貸

明治廿六年一月改メ

一宮方

三池方

の記載が見られる。

このような記載は如何なる事情を反映しているのだろうか。すでに別稿でも指摘したが^②、糸店店法則の序文（後掲史料^③）では、伊藤糸店の開業は明治二十五年だとしている。これは、その年には村岸休五郎・加藤定次郎を愛知県一宮町へ派遣し、同町の佐分利慎一郎から借家して綿糸取り扱いを開始したことを意味しており、その当時は「糸方」と称していたと考えられる。二十五年九月十三日に「参千円」を貸し付けているのは糸方に対してであり、糸店ではないこともその証左であろう。また、明治二十六年一月改めで「三池方」とあるが、これについては不明であり、今後の関連史料の発掘が必要である。とはいえ、伊藤糸店が大阪市東区安土町二丁目が開店された明治二十六年一月の時点において、糸方は糸店と称されるようになったと考えられるが、その際にこれまで知られている「一宮」だけでなく「三池」も関係していたことは明らかであろう。

また、明治三十二年の「掌」には興味深い記述がある。それは、次の

ように記されている。

③糸店

二月一日

一六千六百五十拾円也

42/2 英糸五十俵 一三三替

十一月十六日

一七千五百円也

④へ売却 一五〇替

指引八百五十拾円也

益金

右の記述の詳細な分析は関連資料との照合が必要であるが、少なくとも英糸を糸店へ売却し、利益を得たということを表していると判断できる。英糸を扱ったのが西店なのか本店であったかは分からないが、三店の間で商品売買をしている事実はいまだ明らかになっていない。資金の振り替えなどが行われていたことは史料で確認できるが、各店が糸店との間でそのようなことをしている例は未見である。したがって、右の記述の意味するところは、糸店については一般的な取引先と同様な扱いになつていたことを示すものであろう。

本稿は、この伊藤糸店という経営体が有する特異性について明らかにする作業の一環として、伊藤糸店「店法則」の草案から清書にいたる条文の改編を明らかにしようとするものである。かつて別稿「伊藤糸店の店法草案」を公表した際、校正時に新たな草案が発見されたことを追記し、いずれ機会を得てその草案も翻刻したいと記しておいたが、本稿でその責を果たしたい。

一 伊藤糸店店法則原案

伊藤忠兵衛家においては、明治二十六年一月に本店店法則が制定されている。この店法則の草案が加筆・削除をともないながら清書に至る条文の変化については、すでに明らかにしている^③。この本店店法則が制定された際、店法則発行式典で初代忠兵衛が口述したことによれば、西店・京店は店員が少数であるためこの店法則通りに運用することができないことを認めている。ただ全体の趣旨は同じであると述べている。それゆえ、同年に本店店法則を制定した理由は、新たに綿糸や紡績会社の製糸を取り扱う部署である糸方を本店から分離独立させて糸店を開店することに合わせたものと考えられる。当時の伊藤家における店員の最上位の地位（支配役）であった田附源兵衛を本店から糸店に移動させたことは、本店に次ぐ重要な店として位置づけられていたと考えて良いだろう。

それはともあれ、忠兵衛家では右の本店店法則の改訂はその後も行われるが、京店や西店の店法則が作成された痕跡はないものの、糸店だけが明治三十四年一月に制定されていることが明らかである。以下に掲げる史料は、この糸店店法則の草案から清書に至る過程で条文がどのように加筆・削除をともないながら修正されていったのか明らかにするものである。

「①第一次案」として翻刻した条文は全五章からなるが、これが別稿（注2）の校正時に新たに見つかったものである。原文は縦一八cm横二五・七・三cmの続紙に記されている。紙数は六紙である。原文には墨筆・朱筆で加筆・抹消が加えられている。原文を認めた人物や修正を施した人物が誰なのかは、現時点では判明しない。ただ、朱で書き入れている筆跡は初代忠兵衛の手のようにも見えるが、確証を得ることはできない。

右の原文の元の記述、すなわち加筆や抹消された字句などを除外したものを本稿では、第一次案と記すことにした。この翻刻文の中でゴチツク体で表記した個所に修正が加えられたものが第二次案ということになる。第一次案は五章編成で全四七条（内一条は書き損じと見られる）あり、これに補則二条が付随していた。このような章項立ては、明らかに明治二十六年一月に制定された本店店法則に準拠していることが分かる。また、各章項の条文も本店店法則と共通するものが見られるもの、明らかに糸店の実情に則して取捨選択と改訂が行われたことも歴然としている。

糸店の店法則は、後述のように修正が加えられていくが、重役の務めとして「外国品ノ約定売買」（第一次案）、「商館ノ約定」（第二次案）の実際の協議が規定されていることが特徴である。伊藤家が神戸や横浜の外国商館と取引を行っていたことは他の史料からも明らかであるが、本店店法則には外国商館との取引についての明示的な条文は規定されていない。明らかに糸店は、綿糸・綿布（後には綿花も）を取り扱う店として外国商館との間で商取引を行っていたことがこの条文に反映されているのである。

とりあえず紙幅の関係で詳細な比較はできないため、ここでは以上の点を確認するにとどめ、店法則第一次草案を以下に掲げることにする。

①第一次案

第一章 主人及本家

- 一本家ハ時々帳簿ノ検閲ヲナス
- 一本家ハ店卸勘定ノ検閲ヲ為ス

一主人ハ本家合議ノ上、店法則ノ訂正ヲ為ス時ハ、支配人ノ協賛ヲ以テス

一主人ハ本家協議ノ上、資本及積立金ノ増減ヲ為スモノトス

一主人ハ支配役・支配次役・金銭収入役ヲ定ムルモノトス

第二章 店員役目

一支配役ハ店法則ノ定ムル所ニ依リ店務ヲ総理ス

一支配役・支配次役ハ諸帳簿ノ検印ヲ怠ラス為ス可シ

一支配役ハ毎年十二月二十日ヨリ翌年一月十日迄ハ在店ヲ要ス

一不巳得事情アル時ハ此限リニアラズ

一支配役・支配次役ハ不在店中ノ諸来状ヲ皆閲スベシ

一支配次役ハ支配役ト連帯ノ任務ヲ負フモノニシテ、支配役事故アル時ハ、既^(レ)チ之ニ代ルモノトス

一書記役ハ大会議ニ定ムル任務ヲ為ス事

一売買役ハ重要ノ事ヲ専断ス可カラス、必ス重役ト協議ノ上為ス可シ

一重役ト雖モ外国品ノ約定売買ヲ為スニハ成可ク売買役ト協議ス可シ

第三章 会議

一会議ハ大会・小会ノ二類ニ分ツ

一大会ハ一月・七月ノ二回トシ、店卸勘定決算後トス

一小会ハ時々協議ス可キモノトス

一大会ハ前日又ハ当日日本店ニ通知ス

一大会ハ半ケ年間ノ事務役割ヲ議定シ、商業ノ方針ヲ策リ、改良ノ必要

アル時ハ之ヲ断行シ、諸般ノ取締嚴重ニスルコトヲ以テ目的トス

一小会ハ時々相庭ノ変動及商況ノ見込、売買ノ進退ヲ協議スルヲ目的トス

ス

一 大会決議ノ項目ハ會議録ニ記載スベキモノトス

第四章 會計

其一 資本金・積立金

一 資本金ハ貳万円ト定ム

一 資本金ニ対スル利子ハ年七朱トシ、之ヲ主人手許ニ渡スモノトス

一 積立金ハ

一 当座貸借ニ対スル利子ハ其都度世上ノ相庭ニ依ルモノトス

一 積立金利子ハ年七朱以上トス

其二 店卸勘定

一 店卸勘定ハ三月・六月・九月・十二月ノ四回トス

一 考課狀則チ(損益精算勘定)ハ四回共同時ニ作成シ、店卸勘定ト対照ス

可キモノトス

一 主人勘定・店員勘定ハ十二月ノ店卸勘定ノ際精算スルモノトス

一 毎年十二月店卸勘定及考課狀ノ明細ヲ記載シ、之ヲ主人ニ差出スモノトス

トス

但シ、用紙ハ半紙ノ野紙ヲ用フ

一 店卸純益金ノ内ヨリ年々幾分ノ操越^(マダ)ヲ成スモノトス

但シ、純益僅少ナル時ハ此限ニ非ス

其三 店員勘定

一 純益高ノ内百分ノ二十ヲ店員配当金トス

一 店員配当金ハ主人及本家合議ノ上、之ヲ識別シ配当為スモノトス

一 店員配当金ハ主人預リ置クモノトス

一 店卸勘定損失ノ場合ニハ店員配当金ヲ為ス不能、而已ナラズ其損失金

ヲ補填シ、更ニ純益ヲ得ルニ至ル迄ハ配当セザルモノトス

一 前条配当金ノ内、出世店員別家格ト成ルノ際、一応計算ヲ成シ、預証書ヲ相渡スモノトス

一 別家格ノ者ニハ年々預金額ニ対シ年五朱ノ利子ヲ付シ証書ヲス

一 出世店員ニハ証書ヲ与ヘス、且利子ヲ付セス、店員勘定帳ニ記シ置ク

ノミ

一 出世店員ハ正当ノ理由ニ仍リ借入金ヲ要スル事有ル時ハ、支配人ヲ經

テ之ヲ主人ニ申出ル事ヲ得

一 出世店員前項ノ借用ヲ為シ置クトキハ、別家格ト成ルノ際、一応勘定

スルモノトス

一 別家格ノ者ニハ一ケ年百円以上三百円以下ノ手当金ヲ給ス

一 出世店員ハ衣類料其他失費補助トシテ一ケ年式拾円以上百円以下ヲ給

ス

但、衣類ハ身分相応ノ制限アルベシ

一 子供ハ仕着ニヨリ店費ヲ以テ仕給ス

一 店員若シ不正不忠ノ行為アル時ハ、配当積立預金ノ渡方ニ影響スベシ、

又事柄ニ依リテハ此積立金預金ヲ没収シ、尚ホ損害ヲ生シタルトキハ、

更ニ要求スルコトアルベシ

第五章 禁止及秘密^(マダ)

一 主人若シクハ支配人ノ承諾ヲ經スシテ宿泊ヲ要スベキ他行ヲ為スコト

ヲ禁ス

一 店員各己ノ名義ヲ以テ売買及ヒ金錢ノ取引ヲ為スコトヲ禁ス

一 主家ハ勿論、店ノ名譽又ハ利害ニ関スル事柄、其他秘密ニ属スル事故

等ハ他言スベカラズ

一 此店法則ヲ他人ニ洩スコトヲ禁ス

補則

其一 店員帰宅心得

一 店員帰宅ヲ為サントスル時ハ、主人・支配役ニ申出、其承諾ヲ経ベシ

其二

一 此店法則帖ハ主人手許ニ置クモノトス

二 糸店店法則第二次案

右に掲げた原案に墨筆・朱筆で加筆・抹消されている箇所を整理して原文を復元したものを「②第二次案」として翻刻したものが次の史料である。この第二次案は別稿で翻刻した原文と同じものだと理解して良い。しかし、前稿は抹消記号や修正文字なども付したため読みづらくなっていることを勘案し、本稿で新たに翻刻文を再録した。もともと、本稿の第二次案は、続紙に書かれたものを整理している。別稿は異なる史料から翻刻したものである。

別稿で引用した史料は、縦二三・八cm横一六・五cmの四つ目袋綴の縦帳に記されている。この縦帳は、柱書に「伊藤本店」と印刷された罫紙を袋綴じしており、紙数は九丁である。丁表裏にそれぞれ一〇行取りの罫線・界線が印刷されている。ここに書かれた修正が加えられていない表記、すなわち元の条文は第一次案の修正文と同文である。ただ一部の文字、例えば「ス」が「ズ」と書かれている程度の異同は存在する。

この第二次案で加筆された条文はゴチックで記しているが、一つは第二章における店員役目の規定である。この店員の店役の名目は本店店法則では明示しているが、糸店一次案で書き漏らしていることは問題であり条文を加筆したのであろう。この店役で本店と糸店との大きな違いは、

本店では「商務役」が置かれているが糸店ではそのような店役はなく、「売買役」「蔵方」が設けられていることであろう。しかし、本店店法則では「商務役ハ売買ヲ専務トシ」ていることが規定されていることから、糸店の「売買役」は本店の商務役と同様の職務を担っていたと考えられる。

また、第一次案では決算時に損失が出た場合は店員配当金は出さず、その損失金を補填し更に純益を得られるようになる迄は配当しないと定めていたが、第二次案では損失金は翌年の利益金で補填し、純益金を得られるようになる迄は配当しないと改めている。この条文の相違は判然としないが、損失補填を何で行うのかを明確にしたのだと思われる。純益の二〇パーセントが店員配当金として配分されることは、本店店法則でも同様であった。

ただ、本店店法則では、この店員配当金のうち三分の二が毎年配当、三分の一以下は功労積立金として本家に積み置くとされていたが、糸店店法則には功労積立金の規定は書かれていない。純益を店員にも配当するということは本店店法則にも明記されているが、損失をだした時にどうするかは明示されていなかった。糸店草案にこのように損失補填と関わらせて規定を設けたのは、それぞれの店も独立した会計決算が適用されることを改めて認識させる契機としたのではないだろうか。

それはともあれ、第一次案に加筆・抹消している状態を復元した条文を次に掲げることにする。

②第二次案

第一章 主人及本家

一本家ハ監督ノ義務アルモノニシテ、帳簿ヲ檢閲シ、店卸勘定ヲ認ムルモノトス

一主人ハ本家合議ノ上、店法則ノ訂正又ハ追加ヲ為^(マデ)ヲナス

一主人ハ本家協議ノ上、資本金ノ増減ヲ為スモノトス

都合ニ依リ積立金ヲ為スコトアルベシ

一主人ハ支配役・支配次役・金銭出納役ヲ定ムルモノトス

第二章 店員役目

一店員役目ハ支配役又ハ支配役心得・支配次役、以上重役、書記役・売買役・小役・蔵方トス

都合ニ依リテハ取締役ヲ置ク事アルベシ

一支配役ハ店法則ノ定ムル所ニ依リ總テ店務ヲ行フモノトス

一支配役・支配次役ハ諸帳簿ノ檢印ヲ怠ラス為ス可シ

一支配役ハ毎年十二月二十日ヨリ翌年一月十日迄ハ在店ヲ要ス

不得已得事情アル時ハ此限りニアラス

一支配役・支配次役ハ不在店中ノ諸來状ヲ皆閲スベシ

一支配次役ハ支配役ト連帶ノ任務ヲ負フモノニシテ、支配役不在又ハ事故アル時ハ、即チ之ニ代ルモノトス

一書記役ハ大会議ニ定ムル任務ヲ為ス事

一売買役ハ重要ノ事ヲ專断ス可カラス、必ス重役ト協議ノ上為ス可シ

一重役ト雖モ商館ノ約定ハ各員協議ヲ要スルモノトス

第三章 会議

一會議ハ大会・小会ノ二類ニ分ツ

一大会ハ一月・七月ノ二回トシ、店卸勘定決算後トス

一小会ハ時々協議ス可キモノトス

一大会ハ前日又ハ当日日本家ニ通知シ臨席ヲ求ムルモノトス

一大会ハ半ケ年間ノ事務役割ヲ議定シ、商業ノ方針ヲ策リ、改良ノ必要

アル時ハ之ヲ断行シ、諸般ノ取締嚴重ニスルコトヲ以テ目的トス

一小会ハ時々相庭ノ變動及商況ノ見込、売買ノ進退ヲ協議スルヲ目的トス

一大会決議ノ項目ハ店録事簿ニ記載スベキモノトス

第四章 會計

其一 資本金及利子法

一資本金ハ貳万円ト定ム

一資本金ニ対スル利子ハ年七朱トシ、之ヲ主人手許ニ渡スモノトス

一当座貸借ニ対スル利子ハ世上ノ相庭ニ依ルモノトス

其二 店卸勘定

一店卸勘定ハ三月・六月・九月・十二月ノ四回トス

一考課状(則チ損益精算勘定)ハ四回共同時ニ作成シ、店卸勘定ト対照ス

可キモノトス

一主人勘定・店員勘定ハ十二月ノ店卸勘定ノ際精算スルモノトス

一毎年六月・十二月店卸勘定及ビ考課状ノ明細ヲ記載シ、之ヲ主人ニ差

出スモノトス

但シ、用紙ハ半紙ノ野紙ヲ用フ

一店卸純益高ノ内ヨリ年々幾分ノ操越^(マコ)ヲ成スモノトス

但シ、純益僅少ナル時ハ此限ニ非ス

其三 店員勘定

一純益高ノ内百分ノ二十ヲ店員配当金トス

一店卸勘定損失ノ場合ニハ翌年ノ利益金ヲ以テ補填シ、更ニ純益金ヲ得

ルニ至ル迄ハ店員配当金ヲ為サザルモノトス

一店員配当金ハ主人及本家合議ノ上、之ヲ識別シ配当為スモノトス

一店員配当金ハ主人預り置クモノトス

一前条配当金ノ内、出世店員別家格ト成ルノ際、一応計算ヲ成シ、預証書ヲ相渡スモノトス

一別家格ノ者ニハ年々預金額ニ対シ年五朱以上ノ利子ヲ付ス

但、主人ノ差図ニ依ル時ハ国債証券又ハ株券ヲ所有スルコトヲ得

一出世店員ニハ証書ヲ与ヘス、且利子ヲ付セス、店員勘定帳ニ記シ置クノミ

一出世店員ハ正当ノ理由ニ仍リ借入金ヲ要スル事有ル時ハ、支配人ヲ經テ之ヲ主人ニ申出ル事ヲ得

一出世店員前項ノ借用ヲ成シ置クトキハ、別家格ト成ルノ際、一応勘定スルモノトス

一別家格ノ者ニハ一ケ年百円以上三百円以下ノ手当金ヲ給ス

一出世店員ハ衣類料其他失費補助トシテ一ケ年式拾円以上百円以下ヲ給ス

但、衣類ハ身分相応ノ制限アルベシ

一子供ハ仕着ニヨリ店費ヲ以テ仕給ス

一店員若シ不正不忠ノ行為アル時ハ、配当積立預金ノ渡方ニ影響スベシ、又事柄ニ依リテハ此積立金預金ヲ没収シ、尚ホ損害ヲ生シタルトキハ、更ニ要求スルコトアルベシ

第五章 禁止及秘密

一主人若シクハ支配人ノ承諾ヲ經スシテ宿泊ヲ要スベキ他行ヲ為スコトヲ禁ス

一店員各己ノ名義ヲ以テ売買及ヒ金錢ノ取引ヲ為スコトヲ禁ス

一主家ハ勿論、店ノ名譽又ハ利害ニ関スル事柄、其他秘密ニ属スル事故等ハ他言スベカラズ

一此店法則ヲ他人ニ猥リニ洩ス可カラズ

補則

其一 店員帰宅心得

一店員帰宅ヲ為サントスル時ハ、主人・支配役ニ申出、其承諾ヲ經ベシ

其二

一此法則帖ハ主人手許ニ置クモノトス

さて、前述のように右の第二次案とほぼ同文のものが縦帳に記されている。この縦帳には、第一次案が認められている続紙には書かれていない「序文」が存在する。この序文にもまた、朱筆・墨筆による加筆・抹消の校正が加えられている。この縦帳に加えられた修正は、「④第三次案」として後掲することとし、まず序文のみ草案を次に記す。

③第二次案補足

(表紙)

「店法則」

序文

当糸店は明治廿五年に開業し、爾來年を重ねる事殆んど十ケ年ニ及べり、其間得意の信用と且つ相応の利益を得るニ至りしも、爰二種々の困難を

生じ、遂に無一物の涙決果を見る、然るに幸忠実なる店員諸氏と策り、更ニ資金を分ち幼少なる孝太郎の爲めニ營業を継続する事となせり

就而ハ将来業務の根柢を定め店員の権利義務をも重んずるニより、茲ニこの店法則を發表するの所以なり

店員諸氏ハ能く此意を諒知せられ、特ニ左ニ述べたる義を深く心得られん事を望む所なり

一、主家ニ対してハ礼儀を重んじ、店員同輩ニ在てハ殊ニ和合を大切ニし、長上を敬ひ下弟を愛し、最も顧客ニ対してハ尊敬を厚ふし、已を卑ふする事を勉むべし

一、常ニ質素の心掛を篤ふし、勉めて浮華を誡め、品行方正にして勤儉の徳を養成すべし

一、營業上投機心の増長に驅られて失敗を招く事多し、恐るべき事なり、則ち取引所ニ於て商品の定期売買を爲すべからず、若し其必要已むを得ざる時ハ、重役と雖も決して専断せず、一同協議の上ニてせらるべし

本家老主識

明治三拾四年一月

この序文によれば、糸店の開業は明治二十五年だとしている。しかし、開業当時は本店の「糸方」として位置づけられていたと思われることは前述の通りである。独立した店舗を安土町二丁目に開店したのは明治二十六年であったと判断して良い。同年に本店店法則が制定されるが、その後京店や西店では店法則が制定されたという記録は残されていないにも拘わらず、糸店だけが制定されたのは、ひとえに「種々の困難」が

生じたことによる。別稿(注2)にも略述したように、この困難は初代忠兵衛の長女ときと当時の糸店店主伊藤忠次郎が離婚したことによる問題である。

明治三十三年二月に忠次郎は伊藤家と離縁するが、協議離婚が成立したのは十一月十七日のことであった。これを受けて娘のときと孫のふき・孝太郎の生活をどうするかという問題が忠兵衛を襲ったのである。店主を失った糸店をどのように存続させるか、早急に決める必要があった。忠兵衛は孫の孝太郎を店主に据えて事業を継続させたいという希望を持つていたが、これは大阪市東区役所が認めることにはならなかった。そのため、東区裁判所の指定により同年十二月十日に糸店で親族会が開かれ、「親権者伊藤ときハ未成年者伊藤孝太郎ノ為メニ大坂市東区安土町式丁目五拾壹番地ニ於テ認糸商營業ヲナスコトヲ決議」したのである。この決議書には、伊藤忠兵衛と本家の伊藤長兵衛が連署している。

伊藤忠次郎が正式に伊藤家の戸籍から外れて直ちに孝太郎を当主とすることの交渉を依頼し、それが困難、となるや親族会議を開いて事業継承の道筋を付けようとしていることが、残された史料から確かめることができる。親族会の決議書には妻・八重の実家(藤野家)の住所が書かれているものの当主名は空白のままであることは、恐らくは親族会の開催を急いだため豊郷村四十九院に所在する藤野家から当主が上阪することを持つことなく決議を急いだことの反映であろう。

この序文にもまた、忠兵衛は店員に対して三ヶ条の訓諭を残している。第一条・二条は本店店法則の冒頭に書かれたいわゆる「訓諭五則」に通ずるものであるが、第三条は投機を戒めていることが注目される。「取引所」における「商品の定期売買」を禁じているのは、綿糸・綿花・綿

布の三品の先物取引を行う三品取引所での定期売買を良しとしていなかったのであろう。そして、序文の日付が「明治三拾四年一月」とされていることから、第一次案や後掲の第三次案は短日の間で執筆・修正を加えられたと推測できる。それほど忠兵衛は糸店の事業存続に焦心していたのだらう。

三 糸店店法則第三次案

次に掲げる「④第三次案」は、前述のように四つ目袋綴の竖帳に記されている序文や店法則条文に加筆・抹消などの修正が行われた文章を復元したものである。竖帳に書き込まれた朱筆の字句や訂正の指示は忠兵衛の文字だと推測される。しかし、第二次案に対する加筆や抹消の指示には複数の人物の筆跡が確認でき、また条文を全面的に削除する指示を兼ねて、当該条文上に付箋・貼り紙などに代替の条文を記しているものが複数箇所に見られる。別稿ではそれらの状態を一つ一つ記しているが、判読する上で煩瑣なため本稿では捨象し、第二次案から大きく書き換えられた字句・条文をゴチックで表記し、一部の抹消箇所を二重取消線で示すことにする。

④第三次案

(表紙)

「店法則」

(表紙付箋・朱筆)

「店法帖ニ清書之際ハ下書ヲ能熟見シ、字句ノ違等ハなをし被下、遺漏なき様頼入候也、若わからぬ事アレハ忠三二問ヒ玉ふべし、五日午前中

二仕上ケ被下候」

序文

当糸店は明治廿五年に開業し、爾来年を重ぬる事殆んど十ヶ年二及べり、其間得意の信用と且つ相応の利益を得るニ至りしも、爰ニ種々の困難を生じ、遂ニ無一物の決果を見る、然るニ幸忠実なる店員諸氏と策り、更ニ資金を分ち幼少なる孝太郎の為めニ営業を継続する事となせり就而ハ将来業務の根柢を定め店員の権利義務をも重んずるニより、茲ニこの店法則を発表するの所以なり

店員諸氏ハ能く此意を諒知せられ、特ニ左ニ述べたる義を深く心得られん事を望む所なり

一、主家ニ対してハ義理ヲ弁エ礼儀を重んじ、店員同輩ニ在てハ殊ニ和合を大切ニし、長上を敬ひ下弟を愛し、最も顧客ニ対してハ尊敬を厚ふし、^(三)巳を卑ふする事を勉むべし

一、常ニ質素の心掛を篤ふし、勉めて浮華を誡め、品行方正にして勤儉の徳を養成すべし

一、投機心ノ増長ハ失敗を招く之基ヒなれば深く恐るべき事なり、本業之如きワ定期売買を利用すべき場合なきに限らされ共、其弊之及ぼす処大なれば常に戒慎せらるべし、若其必要已むを得ざる時ハ、重役ト雖とも決して専断せず、一同協議の上ニてせらるべし

一、道徳ノ淵源たる仏教法話傘をおりく成すを開会なすを善とす

明治三十四年一月

本家老主識

店法則

第壹章 主人及本家

- 一 本家ハ總テ監督ノ義務アルモノニシテ、殊ニ帳簿ヲ檢閲シ店卸勘定ヲ認ムルモノトス
- 一 主人ハ本家合議ノ上、店法則ノ訂正又ハ追加ヲ為ス
- 一 主人ハ本家協議ノ上、資本金ノ増減ヲ為スモノトス
- 一 主人ハ支配役又ハ支配役心得・支配次役・金錢出納役ヲ定ムルモノトス

第貳章 店員役目

- 一 店員役目ハ支配役又ハ支配役心得・支配次役(以上重役トス)、書記役・売買役・小役・蔵方トス
- 一 前条役目ノ外ニ取締役ヲ置コトアルヘシ(重役トス)
- 一 支配役ハ店法則ノ定ムル所ニ依リ總テ店務ヲ行フモノトス
- 一 支配役・支配次役ハ諸帳簿ノ檢印ヲ怠ラズナスベシ
- 一 支配役ハ毎年十月十日ヨリ翌年一月十日迄ハ在店ヲ要ス
- 一 不巳得事情アル時ハ此限ニ非ズ
- 一 支配役・支配次役ハ不在中ノ帳簿ハ勿論諸來狀ヲ皆閱スベシ
- 一 支配次役ハ支配役ト連帶ノ任務ヲ負フモノニシテ、支配役不在又ハ事故アル時ハ、即チ之ニ代ルモノトス
- 一 書記役ハ大合議ニ定ムル任務ヲ成スモノトス
- 一 売買役ハ重要ノ事ヲ專斷スベカラズ、必ズ重役ト協議ノ上ナスベシ
- 一 重役ト雖モ商館ノ約定ハ各員協議ヲ要スルモノトス

第參章 會議

- 一 會議ハ大合・小合ノ二類ニ分ツ
- 一 大合ハ一月・七月ノ二回トシ、店卸勘定決算後トス

一 小合ハ時々協議スベキモノトス

一 大合ハ前日又ハ当日本家ニ通知シ臨席ヲ求ムルモノトス

一 大合ハ半期間ノ事務役割ヲ議定シ、商業ノ方針ヲ策リ、改良ノ必要アル時ハ之ヲ斷行シ、諸般ノ取締ヲ嚴重ニスルヲ以テ目的トス

一 小合ハ時々相場ノ變動及ビ商況ノ見込、売買ノ進退ヲ協議スルヲ目的トス

一 大合決議ノ項目ハ店録事簿ニ記載スベキモノトス

第四章 會計

其一 資本金及利子法

一 資本金ハ(マカ) 万円ト定ム

一 資本金ニ対スル利子ハ年六朱トシ、之ヲ主人手許ニ渡スモノトス

一 主人勘定・当座貸借ニ対スル利子ハ世上ノ相場ニ依ルモノトス

其二 店卸勘定

一 店卸勘定ハ三月・六月・九月・十月月ノ四回トス

一 考課狀(則チ損益精算勘定)ハ、四回共同時ニ作成シ、店卸勘定ト対照スベキモノトス

但、正則ノ簿記法トナス時ハ此限ニアラス

一 店卸勘定ノ損益高ヲ一回毎ニ差引帳ノ口座ニ記入シ、年末則一ケ年ノ計算ニ依リ店員配當・主人納メヲ区分シ、主人勘定ニ振替記入スルモノトス

一 店卸勘定ノ都合ニヨリ幾分ノ準備積立金ヲナスモノトス

一 店卸勘定損失ノ場合ニハ前条ノ準備積立金ヲ繰入レ、猶不足アル時ハ翌年ノ利益金ヲ以テ補填スルモノトス

一 店卸勘定表及貸借対照表・考課帖ノ明細書ヲ添、主人ニ差

一 毎年十二月店卸勘定表及貸借対照表・考課帖ノ明細書ヲ添、主人ニ差

出スモノトス

但、用紙ハ半紙ノ野紙ヲ用フ

其三 店員勘定

一 純益高ノ内百分ノ二十ヲ店員配当金トス

一 前条配当金ノ内、十分ノ七ヲ分配ニ、十分ノ三ヲ翌年へ繰越スモノトス

一 店員配当金ハ主人及ビ本家合議ノ上、之ヲ識別シ配当ナスモノトス

一 店員配当金ハ主人預リ置クモノトス

一 前条配当金ノ内、出世店員別家格ト成ルノ際、一応計算ヲ為シ、預リ証書ヲ相渡スモノトス

一 別家格ノ者ニハ預リ金ニ対シ年五朱以上ノ利子ヲ付スモノトス

一 別家格ノモノハ主人ノ指図ニ依リ公債証書又ハ株券ヲ所有スルコトヲ

得

一 有給店員ハ配当預リ金ニ対シ相当ノ利子ヲ付シ、且該金入用ノ時ハ主人ニ申出ベシ

一 出世店員ニハ証書ヲ与ヘズ、且ツ利子ヲ付セズ、店員勘定帳ニ記シ置クノミ

一 出世店員ハ正当ノ理由ニ依リ借入金ヲ要スル事アル時ハ、可成支配人ヲ経テ之ヲ主人ニ申出ヅル事ヲ得

一 出世店員前項ノ借入金ヲ成シ置ク時ハ、別家格ト成ルノ際、一応勘定ナスモノトス

一 別家格ノ者ニハ一ケ年百円以上參百円以下ノ手当金ヲ給ス

一 出世店員ハ衣類料其他失費補助トシテ一ケ年式拾円以上百円以下ヲ給ス

但シ、衣類ハ身分相応ノ制限アルベシ

一 子供ハ仕着ニ依リ店費ヲ以テ仕給ス

一 店員若シ不正不忠ノ行為アル時ハ、配当積立預金ノ渡方ニ影響スベシ、又事柄ニ依リテハ没収スルコトアルヘシ

第五章 禁止及秘密

一 店員自己ノ利益ノ為ニ取引所ニ於テ売買ナスハ勿論、其他自分ノ名義ヲ以テ売買及金錢ノ取引ヲナスコトヲ禁ス

一 主人及支配人ノ承諾ヲ經スシテ宿泊ヲ要スヘキ他行ヲ為スコトヲ禁ス
一 主家ハ勿論、店ノ名譽又ハ利害ニ関スル事柄、其他秘密ニ属スル事故等ハ他言スベカラズ

一 此店法則ヲ他人ニ猥リニ洩スベカラズ

補則

其一 店員帰宅心得

一 店員帰宅ヲ為サントスル時ハ、主人・支配役ニ申出デ、其承諾ヲ經ベシ

其二

一 此法則帖ハ主人手許ニ置クモノトス
以上

明治三拾四年一月

右の第三次案から明らかなように第二次案には、かなりの条文に校正の手が入ったことが分かる。表紙には忠兵衛の自筆になる付箋が付けられているが、筆勢は弱く、墨色も薄くなっている。清書時の指示も依頼文となっており、不明点は女婿の伊藤忠三に問い合わせるようにと伝え

ている。また、「五日午前中」に店法則の清書を完成させるように頼んでいるが、「五日」とは明治三十四年一月五日を指しているのであろう。

この当時の糸店には一五名在籍したと思われるが、その内訳は七名の出世店員と三名の有給員、および五名の「奥女中」であった。出世店員には村岸久(休)五郎(明治二十五年入店)・筒井喜三郎(同二十五年入店)・加藤定蔵(定次郎)(同二十六年入店)・小菅宇七(同二十六年入店)等の名前が挙げられているが、糸店の初代主任であった村岸や初代副主任の小菅、あるいは後に糸店東京支店の初代主任となる筒井等が加筆・抹消を実施した可能性がある。たとえば、第二次案では序文の訓諭は三ヶ条で書かれていたが、本店店法則が制定された際には、これらの訓諭は忠兵衛が書いたと思われる、ここには修正の手が入ることはなかったと思われる。ところが、糸店店法則の序文は三則の素案であったにも拘わらず、第三次案では四則に改められている。しかも第三則と四則は、別の筆跡によって原文の上に付箋が貼られて執筆されているのである。このような修正は、忠兵衛自らが行ったわけではなく、明らかに店主の意向を踏まえて誰かが修正加筆したとしか考えられない。

また、「奥女中」が在店しているのも糸店の特異性を示している。女中が存在したのは、豊郷本家に三名と忠兵衛が療養生活をしている須磨に二名勤めていたが、糸店が最も多人数であった。そしてその中には一名の「乳母」がおり、本家にも「乳母」が一人いた。ただし、糸店の乳母は名前も原籍地も記載がなく、本家の乳母は名前がないが原籍地は書かれているので、同一人物である可能性がないわけではない。詳細の解明は今後の調査を待たねばならないが、明らかに糸店は幼年者を抱えた長女のときが居住するとともに、店員が綿糸・綿布を取り扱う店である

が故に、奥女中がとき一家の日常的な生活を支える必要があったのは明らかであろう。

四 糸店店法則の清書

以上述べてきたように糸店店法則の原案は、複数の人物の校閲を経て清書に至ったことが明らかである。しかし、現時点では本店店法則のように最終的に清書した原文書を確認することができない^⑥。そこで第三次案の修正文を「清書」として整理すると次のようになる。

⑥清書

序文

当糸店は明治二十五年に開業し、爾來年を重ねる事殆ど十箇年に及べり、其間得意の信用と且つ相應の利益を得るに至りしも、爰に種々の困難を生じ、遂に無一物の結果を見る、然るに幸ひ忠実なる店員諸氏と策り、更に資金を分ち幼少なる孝太郎の爲めに營業を継続する事となせり就てハ將來業務の根柢を定め店員の權利義務をも重んずるにより、茲にこの店法則を発表するの所以なり

店員諸氏は能く此意を諒知せられ、特に左に述へたる義を深く心得られん事を望む所なり

一 主家に対しては義理を弁へ礼儀を重んじ、店員同輩に在てハ殊に和合を大切にし、長上を敬ひ下弟を愛し、最も顧客に対してハ尊敬を厚ふし、^⑦己を卑ふする事を勉むへし

一 常に質素の心掛を篤ふし、勉めて浮華を誡め、品行方正にして勤儉の徳を養成すべし

- 一 投機心の増長ハ失敗を招くの基ひなれば深く恐るへき事なり、本業の如きハ定期売買を利用すべき場合なきに限らされとも、其弊の及ぼすところ大なれば常に戒慎せらるべし、若し其必要已むを得ざる時ハ、重役と雖も決して専断せず、一同協議の上にてせらるべし
- 一 道德の淵源たる仏教法話をおり／＼開会なすを善とす

明治三十四年一月

本家老主 識

店法則

第壹章 主人及本家

- 一 本家ハ総テ監督ノ義務アルモノニシテ、殊ニ帳簿ヲ検閲シ店卸勘定ヲ認ムルモノトス
- 一 主人ハ本家合議ノ上、店法則ノ訂正又ハ追加ヲ為ス
- 一 主人ハ本家協議ノ上、資本金ノ増減ヲ為スモノトス
- 一 主人ハ支配役又ハ支配役心得・支配次役・金銭出納役ヲ定ムルモノトス

第貳章 店員役目

- 一 店員役目ハ支配役又ハ支配役心得・支配次役（以上重役トス）、書記役・売買役・小役・蔵方トス
- 一 前条役目ノ外ニ取締役ヲ置クコトアルベシ（重役トス）
- 一 支配役ハ店法則ノ定ムル所ニ依リ総テ店務ヲ行フモノトス
- 一 支配役・支配次役ハ諸帳簿ノ検印ヲ怠ラズ為スベシ
- 一 支配役ハ毎年十二月二十日ヨリ翌年一月十日迄ハ在店ヲ要ス不得已事情アルトキハ此限ニアラス

伊藤糸店店法則再考

- 一 支配役・支配次役ハ不在中ノ帳簿ハ勿論諸来状ヲ皆閲スベシ
- 一 支配次役ハ支配役ト連帯ノ任務ヲ負フモノニシテ、支配役不在又ハ事故アル時ハ、即チ之ニ代ルモノトス
- 一 書記役ハ大会議ニ定ムル任務ヲ為スモノトス
- 一 売買役ハ重要ノ事ヲ専断スベカラズ、必ズ重役ト協議ノ上ナスベシ
- 一 重役ト雖モ商館ノ約定ハ各員協議ヲ要スルモノトス

第參章 會議

- 一 會議ハ大会・小会ノ二類ニ分ツ
- 一 大会ハ一月・七月ノ二回トシ、店卸勘定決算後トス
- 一 小会ハ時々協議スベキモノトス
- 一 大会ハ前日又ハ当日本家ニ通知シ臨席ヲ求ムルモノトス
- 一 大会ハ半期間ノ事務役割ヲ議定シ、商業ノ方針ヲ策リ、改良ノ必要アル時ハ之ヲ断行シ、諸般ノ取締ヲ嚴重ニスルヲ以テ目的トス
- 一 小会ハ時々相場ノ變動及ビ商況ノ見込、売買ノ進退ヲ協議スルヲ目的トス
- 一 大会決議ノ項目ハ店録事簿ニ記載スベキモノトス

第四章 會計

- 一 其一 資本金及利子法
 一 資本金ハ (資本) 万円ト定ム
- 一 資本金ニ対スル利子ハ年六朱トシ、之ヲ主人手許ニ渡スモノトス
- 一 主人勘定・当座貸借ニ対スル利子ハ世上ノ相場ニ依ルモノトス
- 一 其二 店卸勘定
 一 店卸勘定ハ三月・六月・九月・十二月ノ四回トス
- 一 考課状（則チ損益精算勘定）ハ、四回共同時ニ作成シ、店卸勘定ト対

照スベキモノトス

但、正則ノ簿記法トナス時ハ此限ニアラズ

- 一 店卸勘定ノ損益高ヲ一回毎ニ差引帳ノ口座ニ記入シ、年末則チ壹箇年ノ計算ニ依リ店員配当・主人納メヲ区分シ、主人勘定ニ振替記入スルモノトス

- 一 店卸勘定ノ都合ニ依リ幾分ノ準備積立金ヲナスモノトス

- 一 店卸勘定損失ノ場合ニハ前条ノ準備積立金ヲ繰入レ、猶不足アル時ハ翌年ノ利益金ヲ以テ補填スルモノトス

- 一 毎年十二月店卸勘定表及貸借対照表・考課状ノ明細書ヲ添へ、主人ニ差出スモノトス

但、用紙ハ半紙ノ罫紙ヲ用フ

其三 店員勘定

- 一 純益高ノ内百分ノ二十ヲ店員配当金トス

- 一 前条ノ配当金高ノ内、十分ノ七ヲ分配シ、十分ノ三ヲ翌年へ繰越スモノトス

- 一 店員配当金ハ主人及ビ本家合議ノ上、之ヲ識別シ配当ナスモノトス

- 一 店員配当金ハ主人預リ置クモノトス

- 一 前条配当金ノ内、出世店員別家格ト成ルノ際、一応計算ヲ為シ、預リ証書ヲ相渡スモノトス

- 一 別家格ノ者ニハ預リ金ニ対シ年五朱以上ノ利子ヲ付ス

- 一 別家格ノ者ハ主人ノ指図ニ依リ公債証書又ハ株券ヲ所有スルコトヲ得
- 一 有給店員ハ配当預リ金ニ対シ相当ノ利子ヲ付シ、且該金入用ノ時ハ主人ニ申出ベシ

- 一 出世店員ニハ証書ヲ与ヘズ、且ツ利子ヲ付セズ、店員勘定帳ニ記シ置

クノミ

- 一 出世店員ハ正当ノ理由ニ依リ借入金ヲ要スル事アル時ハ、可成支配人ヲ經テ之ヲ主人ニ申出ヅル事ヲ得

- 一 出世店員前項ノ借入金ヲナシ置ク時ハ、別家格ト成ルノ際、一応勘定ナスモノトス

- 一 別家格ノ者ニハ壹ケ年百円以上參百円以下ノ手当金ヲ給ス

- 一 出世店員ハ衣類料其他失費補助トシテ壹ケ年式拾円以上百円以下ヲ給ス

但、衣類ハ身分相応ノ制限アルベシ

- 一 子供ハ仕着ニ依リ店費ヲ以テ仕給ス

- 一 店員若シ不正不忠ノ行為アル時ハ、配当積立預金ノ渡方ニ影響スベシ、又事柄ニ依リテハ没収スルコトアルベシ

第五章 禁止及秘密

- 一 店員自己ノ利益ノ為メニ取引所ニ於テ売買ヲナスハ勿論、其他自分ノ名義ヲ以テ売買及金錢ノ取引ヲナスコトヲ禁ス

- 一 主人及支配人ノ承諾ヲ經スシテ宿泊ヲ要スヘキ他行ヲナスコトヲ禁ス
- 一 主家ハ勿論、店ノ名譽又ハ利害ニ関スル事柄、其他秘密ニ属スル事故等ハ他言スベカラズ

- 一 此店法則ヲ他人ニ猥リニ洩スベカラズ

補則

其一 店員帰宅心得

- 一 店員帰宅ヲ為ントスル時ハ、主人・支配役ニ申出デ、其承諾ヲ經ベシ

其二

一此法則帖ハ主人手許ニ置クモノトス
以上

明治三十四年一月

右に清書として掲げたものが最終的に制定された糸店店法則であるとしても、その当時に本店店法則のように冊子形態で記録された史料は確認できない。しかし、後世に写しとして記録されたものは同文であり、かつてはきちんと編集された糸店店法則が存在したのだろう。

これら第一次案から清書に至る条文の修正過程を勘案すると、非常に切迫した状況のなかで作業が進められたことが伝わってくる。それは、糸店が忠兵衛家の事業組織の中では特別な位置づけにあったことを反映させているからであろう。そのことが明らかなのは、本家の役割についての規定であろう。糸店店法則では、「本家ハ総テ監督ノ義務アルモノニシテ、殊ニ帳簿ヲ検閲シ店卸勘定ヲ認ムルモノトス」と規定し、本家の監督が明示されている。本店店法則では本家の役割が店員の「傭入」と「解傭」、「別家ノ事」、すなわち人事に限らるることに限られていたにも拘わらず、糸店に対しては、特に帳簿の検閲を重要な監督義務だとしている。そのことは、糸店と他の三店と店卸勘定の回数の違いに歴然としている。本店店法則によれば、店卸勘定は毎年十二月三十一日を定期日としており、本店・京店・西店はこれに倣っていたのに対し、糸店は三月・六月・九月・十二月の四回実施されることとされているのである。このような相違は、おそらく忠次郎が糸店店主とされていた状態が、彼が離縁されることにより、親族会の決議により伊藤とき名義で糸店を「総糸商」として登記せざるを得なかったことに由来しているのだら

う。明らかに、糸店の経営状態を本家が逐次掌握できるように改めたこととの反映であろう。

また、第一次・二次草案時点では資本金を弐万円としていたが、第三次案・清書では「弐」の文字は空白にされている。他の三店は「掌」帳に資本金額が明記されているにも拘わらず、糸店は店法則制定時に至っても資本金額を確定させていなかったことが明らかである。このような取り扱いかからも、糸店が忠兵衛の事業経営において他の三店とは異なつた位置づけにあったと考えることができるのである。

結びにかえて

糸店店法則は、以上見てきたように忠兵衛の最晩年時に慌ただしく制定されたものであった。そのことは翻つて糸店だけは、忠兵衛家にとつて本店・京店・西店とは立場を異にする事業体であったことを推測させる。京店や西店では店法則が制定された痕跡がみられないことも、その傍証にはなるだろう。

忠兵衛が案じた糸店ではあるが、店主が事業経験のない娘のときに代わり、事業に助力したくとも病魔に襲われていた当時の忠兵衛では身体的に困難であつただろうことは疑いを容れない。ましてや外国商館や製糸会社との取引を行う糸店は、経営リスクも高かつたと推測される。このような糸店の経営は、明治四十一年に二代忠兵衛が伊藤忠兵衛本部制を導入し、忠兵衛家のすべての店を統合し、自らの管轄下に置くようになる。そして、明治四十年七月にとき家に入籍し、ときの娘のふきと結婚して伊藤家の人間となつた伊藤竹之助を迎え、二代忠兵衛と初代忠兵衛の女婿である伊藤忠三との三名で合資し、合議制で事業が運営される

ようになる。これを期に二代忠兵衛は本店と西店、忠三は京店、竹之助が糸店と輸出店を主管するようになるのである。

それはともあれ、糸店の事業経営の実態や三店との違いについては、依然として不明な事が多い。資本金を含む運転資金の調達や店卸決算の状態など、関連史料はわずかながら残されているため、これらを用いて別の機会に分析を進めたいと考えている。

注

(1) 滋賀大学経済学部附属史料館保管「伊藤忠兵衛家文書」。以下、特に断らない限り引用史料は上記文書による。

なお、「掌」「掌帳」をどのように読んだのかについては判然としないが、後述の明治二十五年の帳簿が「掌許帳」と記されており、これはおそらく「てもとちよう」と読ませたのではないかと推測できる。

(2) 拙稿「伊藤糸店の店法草案」(滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』四五号、二〇一二年)。

(3) 全文の翻刻は「伊藤本店店法則」(滋賀大学経済学部ワーキングペーパー第二七〇号、二〇一七年)で行い、分析の一端は「明治二十六年伊藤忠兵衛家店法則の制定過程と継承」(滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』五一号、二〇一八年)を公表している。行論に際しては本店店法則との比較を行うが、いちいちそれらの条文を掲示しない。それゆえ、上記の論稿で条文を参照されたい。

(4) 「親族会議決議書」。

(5) 「出世店員表(仮題)」。この史料は、明治三十三年末から三十四年初のころの店員を記録していると推測している。その根拠は、この店員表には「本年雇入子供」が七名記されているが、その人名を別に伝来する「店員台帳」と照合すると上記の年次に入店したと判明するからである。

(6) 『伊藤忠商事100年』五四五頁(伊藤忠商事株式会社、一九六九年)には、糸店店法が翻刻掲載されている。しかし、序文が原文では平仮名で書かれて

いた筈のものをカタカナ表記に変えていると思われるなど、一部の体裁が本稿と異なることもあり、より原文に近い可能性のものとして本稿の清書を掲載する。

(7) 明治二十六年の糸店開店時には、店主は忠兵衛、店主代理は忠次郎、後見支配人が田附源兵衛・主任が村岸休五郎であった。しかし、明治三十三年五月に撮影された本店店員らの集合写真の裏書には各自の位置に名前が書かれているが、名前ではなく「糸店主」と記されている人物が一人おり、それは忠次郎だと思われる。

(8) 後年(昭和三十九)に二代忠兵衛は糸店について、「成績はかならずしもよくはなかった。その欠損を埋めるため先代が2回、わたしの代になって3回も丸紅から金を入れた」と語っている(『座談会綴第2集』滋賀大学経済学部附属史料館寄託「伊藤忠商事史資料」86)。

(9) 伊藤忠兵衛本部制については、拙稿「伊藤忠兵衛家の本部制度と事務章程」(滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』五二号、二〇一九年)を参照されたい。

【付記】

本稿はJSPS科研費JP19H013008の助成、および(一財)伊藤忠兵衛基金の平成三十一年度文化厚生事業助成金による成果の一部である。